

八戸市立南郷小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

「いじめは決して許されないことであり、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が「いじめのない楽しく豊かな生活」を過ごせるように協同して取り組む。

いじめ防止のための基本姿勢として次の5点をあげる。

- 学校、学級内にいじめを許さない・見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 児童の自己有用感を高め、自他を尊重する意識を育む。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築くよう努める。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関と連携して解決にあたる。

2 いじめとは

いじめとは、児童に対して他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 校内体制について

- ・校務分掌に位置づけられている「校内委員会」を中核にして対応する。校内委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任とする。
- ・いじめの相談があった場合には、生徒指導主任を通して速やかに管理職に報告し、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。情報については全教職員が共有し、連携して解決に取り組む。

4 いじめの未然防止について

(1) 人と関わる力を育てる

- ・月別あいさつ目標やあいさつ強調週間を設定し、特別活動的アプローチを通して人とのコミュニケーションの第一歩であるあいさつの習慣化を図る。
- ・様々な場面での縦割り班組織の活用や地域と連携した教育活動の充実を通して、人とふれあう楽しさを体感させ他者と関わる力を伸ばす。

(2) 自己有用感を高める

- ・校内研修を核にして分かる授業の実践に取り組み、どの子にも達成感・成就感を味わわせる授業づくりをめざす。
- ・体験的活動の充実を図り、学ぶ楽しさを体感させるとともに学ぶ意欲の向上を図る。
- ・教師は、児童理解の「5つの目」をもって児童に臨む。

- ・子どもの良さを探す目
- ・子どもの目の高さでものを見る目
- ・目立たない子を見落とさない目
- ・良く変わると信じて子どもを見る目
- ・子どもの変わり目を見落とさない目



教師のひとことが児童の価値大きく左右する。教師の価値子どもの価値観を形成すると認識をもって子どもに臨む。

(3) 相手の立場に立って行動する力を伸ばす

- ・道徳指導週間を設定して全学級担任が授業を公開し、互いの授業を見合っ感想を共有しながら、児童の道徳性の育成をめざした授業力の向上に取り組む。
- ・アセスの分析結果を活用してより良い集団形成をめざした学級経営と生徒指導に努め、自分とは異なる考え方や行動を否定しない意識を育てる。

5 いじめの早期発見と早期解決について

(1) 情報の収集

- ・学期毎のアンケートと教育相談の活用
「あれ？」と思ったときには必ず立ち止まり、詳しい情報収集を行う。
- ・アセスで気になる児童がいたときには、面談をして思いや悩みを聞く。
- ・観察や日記の表現で気になる事案があったら、詳しい情報収集を行う。
- ・保護者からの訴えは、その人の思いに寄り添って親身になって聞く。
- ・情報は生徒指導主任 → 教頭 → 校長と、もれなく伝える。細かなことでも見逃さずに伝える。

(2) 解決に向けた対応

- ・校内委員会で対応を協議する。
- ・委員で協力して事実関係を把握する。
- ・当該児童や相手の児童の話聞く。
- ・場合によってはアンケートを実施する。
- ・情報のすりあわせを行い、確認された情報から事実関係をとらえる。その際は、被害者・加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題をとらえる。
- ・事実をもとにして当該児童の指導と保護者面談を行う。
被害者がこれからの学校生活に希望を持てるように
加害者の人格を否定せず、行為を見直すことができるように
- ・より良い人間関係作りをめざして、学級経営の見直しと改善に努める。

6 重大事態への対応について

重大事態とは

- ①児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
- ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は状況により判断する。

〈重大事態発生時の対応〉

「5（2）解決に向けた対応」に加えて

- ・八戸市教育委員会指導課青少年グループに報告し、指導と助言を求める。
- ・関係児童の心のケアに取り組む。
- ・事案によっては保護者や学校評価委員への説明責任を果たすことが求められる。納得と支援が得られるよう誠実に対応する。

7 評価

- ・学校目標や重点施策、8Dプランの評価結果や自由記述欄から、児童の人間関係づくりの力や本校の対応についての成果や課題を読み取り、次年度の学校づくりに反映させていく。

8 その他

（1）ネットいじめについて

①ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

②ネットいじめの予防

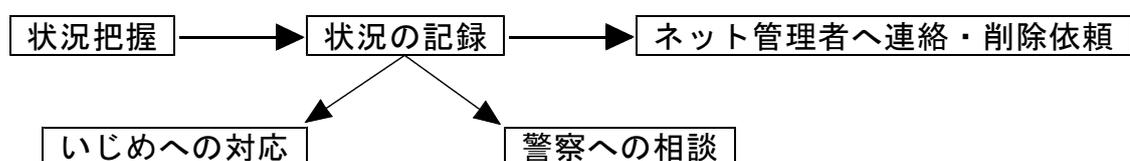
保護者への啓発 … フィルタリング、保護者の見守り

情報教育の充実 … 道徳を中心とした情報モラル教育の充実

③ネットいじめへの対処

ネットいじめの把握 … 被害児童または保護者からの訴え、閲覧者からの情報

④不当な書き込みへの対処



9 対応フロー図

